議案第41号

上野ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について

上野ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成24年2月28日提出

伊賀市長 内 保 博 仁

記

上野ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 上野ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第 118 号)の 一部を次のように改正する。

第2条第1号中「構造等 鉄骨造陸屋根5階建(ただし、1階部分床面積 2,181.17 ㎡ のうち1,655.72 ㎡は除く。)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 プラザの使用施設は、次のとおりとする。

2階	交流広場
	会議室
3階	会議室
4階	調理研修室

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成27年1月31日までの間、第2条第2項に規定する使用 施設のうち、2階の交流広場及び会議室は、使用できないものとする。